

愛西市青少年問題協議会条例

平成17年4月1日

条例第91号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）に基づき、愛西市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、任期は2年とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第4条 協議会に副会長1人を置くことができる。

2 副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長が任命する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び法第2条第1項第1号に掲げる事項について学識経験がある者のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

令和 5 年度 事業計画（案）

第 1 活動方針

次代を担う青少年が、社会の変化に主体的に対応できるよう活力に満ち、心身ともに健やかに成長することを願って、愛西市青少年問題協議会は各種の啓発活動等を展開している。

青少年の健全な育成には、社会全体の責務として「青少年は地域社会からはぐくむ」という意識をすべての市民が持ち、担うべき役割を主体的に引き受ける雰囲気を作り出すことが重要であり、青少年が社会の一員として自立し、主体的に活躍していくことができるよう、市民がそれぞれの立場で支援していくことが必要である。

しかし、青少年をとりまく環境は、いじめの問題の深刻化、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの子どもが被害者となる事件が相次いで発生しているほか、スマートフォンの普及による違法・有害な情報の氾濫、ニートやひきこもりなどの社会的自立の遅れ、子どもの貧困など多種多様になっており、それらの犯罪から彼らを守ることが課題となっている。

このような状況に対応するため、愛西市青少年問題協議会は、青少年の健全育成という共通の目的のもと、啓発やパトロール活動と連動させながら、情報を通して関係機関・団体と連携・協力し、活性化を図ることとする。

令和 5 年度においても、従来から進めてきた各種の事業を積極的に推進するとともに、次の 3 点を重点方針として市民と手を携えて青少年育成活動を展開する。

重点方針

1. 県青少年育成県民運動との協働
2. 県青少年育成県民会議が開催する各種研修や会議等への参加
3. 家庭教育推進事業との連携

第2 事業計画

愛西市青少年問題協議会は、活動方針にのっとり、次の事業により青少年育成運動を展開する。

1 青少年育成県民運動推進事業

(1) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動の実施（強調期間：年2回実施）

①夏期 強調期間 7月1日～8月31日

②冬期 強調期間 12月20日～1月10日（予定）

スローガン 「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」

(2) 青少年によい本をすすめる県民運動の実施

強調月間 10月1日～10月31日

スローガン 「育てよう 豊かな心 読書から」

(3) 子ども・若者育成支援県民運動の実施

強調月間 11月1日～11月30日

スローガン 「育てよう 自分に勝てる子 負けない子」

(4) 「家庭の日」県民運動の実施

強調月間 2月1日～2月28日

スローガン 「親と子の 対話がつくる よい家庭」

事業内容

ア ポスター・リーフレット等、啓発資材の配布

イ 各種啓発活動の実施（広報紙掲載等）



2 市推進事業

(1) 広報による啓発

(2) 青少年健全育成に係る各種研修や会議等への参加

(3) 有害図書類の回収

市内7駅（名鉄佐屋駅・日比野駅・町方駅・湊高駅・勝幡駅・藤浪駅・JR永和駅）に設置してある「有害図書類回収箱」から回収 ※資料3参照

(4) 家庭教育推進事業との連携

各小学校 PTA を委託先として、保護者が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や、父親の家庭教育への参加の促進を図ることを目的とした事業を実施する。※資料4参照

(5) 青少年パトロール

実施日 8月5日（土）18時00分から18時30分

場 所 佐屋スポーツセンター（納涼まつり）※資料5、資料6参照

令和4年度 有害図書回収記録

駅名 月 日	佐屋		日比野		永和		湊高		町方		勝幡		藤浪		合計	
	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV等
R4.6.13	9	1	1	0	12	3	0	0	0	0	0	0	11	25	33	29
R4.9.28	0	0	6	0	6	98	0	0	0	0	0	4	2	8	14	110
R5.2.22	-	-	2	0	-	-	30	80	6	2	33	10	3	38	74	130
R5.3.14	0	2	-	-	68	39	-	-	-	-	-	-	-	-	68	41
	9	3	9	0	86	140	30	80	6	2	33	14	16	71	189	310

令和3年度以前

駅名 月 日	佐屋		日比野		永和		湊高		町方		勝幡		藤浪		合計	
	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV	図書	AV
平成22年度	159	29	33	57	260	46	107	27	124	95	73	1	59	78	815	333
平成23年度	74	24	35	10	111	39	57	15	76	8	71	23	170	130	594	249
平成24年度	103	28	29	2	111	145	150	1	32	7	63	32	97	195	585	410
平成25年度	107	75	40	0	108	89	117	50	39	17	72	32	153	135	636	398
平成26年度	102	32	40	11	93	29	21	1	70	24	46	11	213	383	585	491
平成27年度	37	29	16	3	124	30	55	3	72	28	42	16	147	123	493	232
平成28年度	110	47	42	19	54	18	3	0	37	87	69	16	203	222	518	409
平成29年度	71	28	35	2	63	53	4	221	25	64	81	44	228	152	507	564
平成30年度	18	12	69	20	44	114	40	37	16	29	130	187	100	195	417	594
令和元年度	34	46	69	11	83	42	0	1	31	11	73	171	83	432	373	714
令和2年度	6	35	3	0	52	39	1	6	50	30	24	35	31	127	167	272
令和3年度	21	22	1	1	9	38	28	27	17	100	41	16	80	235	197	439

令和5年度「家庭教育推進事業」事業計画

資料4

	委託先(施設)	参加予定人数	学習主題	事業内容	実施日
1	佐屋小学校PTA	560人	児童を理解し、健やかに成長させるために	運動発表会・作品展 第2回学校保健委員会	R5.10.21 始め
2	佐屋西小学校PTA	234人	学校と連携した地域・家庭の教育力の向上を目指して	スクールガード連絡会 読み聞かせ 親子ふれあい除草など	R5.4.25 始め
3	市江小学校PTA	223人	地域に根ざした家庭教育力の向上を目指して	家庭教育講演会	R5.6.11
4	永和小学校PTA	316人	かかわり合い、共にによりよく生きる子の育成	学校保健委員会 除草作業	R5.6.12 始め
5	立田北部小学校PTA	135人	ふれあいを通した家庭教育力の向上をめざして	PTA総会 親子花壇整備 福祉実践教室など	R5.4.21 始め
6	立田南部小学校PTA	121人	親と子、地域の心のつながりを深めよう	芸術鑑賞会	R5.11.7
7	八輪小学校PTA	96人	子どもたちの健やかな成長と家庭教育力の向上を目指して	親子歯磨き教室 ふれあい観劇	R5.6.22 始め
8	開治小学校PTA	84人	地域とともに育てる開治っ子	親子除草 運動会	R5.10.2 始め
9	北河田小学校PTA	299人	子どもの健やかな成長と温かく明るい家庭づくりをめざして	交通安全教室 救命救急講習会 芸術鑑賞会など	R5.5.16 始め
10	勝幡小学校PTA	205人	子どもたちの健やかな成長と家庭教育力の向上を目指して	PTA教養委員会 芸術鑑賞会 わくわく作品展 ボランティア活動など	R5.6.9 始め
11	草平小学校PTA	258人	父母と教師が協力して、家庭と学校と地域社会における児童の全生活領域において幸福な生活ができるよう努力する	給食試食会 読み聞かせ 学校保健委員会 実技講習会(陶器作り)	R5.5.1 始め
12	西川端小学校PTA	204人	子ども・学校と豊かにかかわるPTA	給食試食会 学校保健委員会 芸術鑑賞会など	R5.5.23 始め

「愛西市青少年パトロール」について

●実施日時

令和 5 年 8 月 5 日（土） 午後 6 時 0 0 分～6 時 3 0 分

午後 6 時 0 0 分までに佐屋スポーツセンター（納涼まつり会場）に集合して啓発活動を行います。

●参加者

愛西市青少年問題協議会委員、海部県民事務所県民防災安全課職員、市職員

●啓発活動の内容

県から青少年サポートパトロール隊の啓発資材（帽子・腕章）を借用。

帽子・腕章を着用し、ポケットティッシュを配布して啓発を行います。

●中止の決定

雨天等で納涼まつりが中止される場合は、青少年パトロールも中止とします。

中止の最終決定は当日 16 時です。下記の電話メッセージサービスにお問い合わせいただきますと、中止の旨のメッセージが流れます。（中止が決定されていない場合は、メロディが流れるそうです。）

【中止確認電話メッセージ：（0 5 6 7） 2 6 － 2 3 0 0】

※欠席される場合はお手数ですが、7 月 2 8 日（金）までに生涯学習課へご報告いただきますようお願いいたします。

連絡先 愛西市教育委員会生涯学習課

電 話 5 5 － 7 1 3 7

担 当 諸岡・木村



お車でお越しの方は、市役所東側駐車場をご利用ください。

令和5年度愛西市青少年問題協議会

愛知県青少年健全育成事業について

愛知県海部県民事務所

- 資料1 「子ども・若者支援ネットワークの整備促進について」
- 資料2 「青少年健全育成活動の推進について」
- 資料3 「青少年の非行・被害防止全国強調月間について」
- 資料4 「青少年のネット安全・安心講座～みんなのネットモラル塾～」
- 資料5 「愛知県青少年保護育成条例のあらまし」
- 資料6 「条例調査実績等（令和4年度）」



令和4年度「家庭の日」啓発ポスター
特選作品 滝中学校2年生徒

令和5年7月6日（木） 愛西市文化会館

参考

家庭、学校、地域及び行政が一体となり、県民総ぐるみで考え、行動する 「愛知県青少年育成県民会議」

1 愛知県青少年育成県民会議とは

愛知県は、次代を担う青少年が、明るくたくましく成長するために、昭和 41 年 10 月 24 日に、青少年育成関係機関と関係団体の総意を結集し、「愛知県青少年育成県民会議」を結成しました。

2 参加機関・団体

- (1) 青少年育成市町村民会議（愛西市青少年問題協議会をはじめ38団体）
- (2) 青少年団体（愛知県スポーツ少年団をはじめ26団体）
- (3) 青少年育成団体（愛知県市長会をはじめ79団体）
- (4) 青少年教育関係（県小中学校PTA連絡協議会をはじめ20団体）
- (5) 報道関係（15団体）
- (6) 参加機関（愛知県、愛西市をはじめ県内自治体63団体）

県内の市町村すべて、青少年育成の協議会が参加しているなど、まさに、家庭、学校、地域及び行政が一体となった、「**県民総ぐるみ**」の組織です！

3 重点方針と事業

【重点方針】

- 青少年育成県民運動の総合的推進
- 青少年の社会参加の促進
- 青少年団体活動の支援

【主な事業】

- (1) 青少年育成県民運動の展開
 - ア 青少年によい本をすすめる県民運動
 - イ 子ども・若者育成支援県民運動
 - ウ 「家庭の日」県民運動
 - エ 「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（夏期・冬期）」
 - オ その他
 - ・ 青少年育成アドバイザーの活動支援
 - ・ 県安全なまちづくり推進協議会への参加協力
 - ・ 「社会を明るくする運動」への参加協力
 - ・ 「愛知県子ども会大会」への参加協力
 - ・ 「愛知県交通安全県民大会」への参加
- (2) 青少年の社会参加の促進
 - ア 少年の主張愛知県大会の開催
 - イ 未来をつくる子ども・若者応援事業
 - ・ 「子ども・若者育未来会議」
- (3) 青少年団体活動の支援
 - ア 青少年団体活動等への後援
 - イ 優良青少年団体等の表彰

愛知県（社会活動推進課）とともに、「**県民運動**」を強力に推進しています。

伝統ある「少年の主張」も県民会議が主催しており、多くの成果を収めています。



青少年の youth（ユース）とカキツバタの Iris（アイリス）の一部を取り、呼びやすく「**ゆうりい**」と命名しました。

4 愛知県青少年育成推進キャラクター

「ゆうりい」は、愛知県青少年育成推進キャラクターです。このキャラクターを活用して啓発の促進を図っています。

「ゆうりい」の商標権は、愛知県にあります。（登録第 6312221 号）

「ゆうりい」のイラストを、青少年の健全育成に寄与するという趣旨により使用できます。イラスト使用を希望する団体は、愛知県HP社会活動推進課のページで確認のうえ申し込んでください。

子ども・若者支援ネットワークの整備促進について

1 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月1日施行）

(1) 目的

子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組の基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定め、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としています。



(2) 子ども・若者支援ネットワーク

地方公共団体に対し、「子ども・若者支援地域協議会」や「子ども・若者総合相談センター」を中核とした子ども・若者支援ネットワークの設置に努めることとしています。

(3) あいち子ども・若者育成計画2027

愛知県は、2022年12月策定の「あいち子ども・若者育成計画2027」に基づき、子ども・若者支援に係る事業を推進していきます。

本年度は計画初年度になります。



(あいち子ども若者育成計画2027《概要版》)

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/441853.pdf>

2 子ども・若者育成支援ネットワーク形成促進事業

(1) 子ども・若者支援地域協議会等連絡会議の開催

子ども・若者育成支援に関連する分野の関係者が会する「連絡会議」を開催します。
専門家を交えた支援ネットワークの意見交換をし、円滑な連携と協力体制を確保します。

(2) 相談支援職員研修の開催

本人理解や面接技法等を習得するため、実践的なカリキュラムにより相談支援に必要な知識・技能を養う研修を開催します。

- ・センターの相談員等を対象に年間3回程度の予定（9～12月ごろ）

(3) 子ども・若者支援担当者研修会の開催

ア 協議会設置済の市町村向け研修会

協議会設置後のフォローアップ事業として研修会を開催します。先進事例を学ぶ機会となり、協議会の活性化と機能強化を図ります。

- ・設置済市町村はじめ行政機関の職員等 各50名程度を対象

イ 協議会未設置の市町村向け研修会

協議会設置の必要性についての理解を深め、地域特性を踏まえた支援ネットワークの在り方について学ぶ機会とします。県民事務所別に研修会を開催し、協議会の設置促進を図ります。

- ・未設置市町村はじめ行政機関の職員等 各30名程度を対象

(4) アウトリーチ型支援（市町村への専門家派遣）

協議会設置に関心のある市町村に対して、専門家を派遣します。

該当市町村内をはじめ関係機関・団体等の合意形成を促し、支援ネットワークの形成促進を図ります。

(5) 子ども・若者支援ネットワーク講演会の開催

子ども・若者の現状やネットワーク支援の必要性について理解を深める講演会を開催します。

- ・市町村はじめ行政機関、民間支援団体の職員等100名程度を対象

3 政策効果指標の達成スケジュール

新たに策定した「あいち子ども・若者育成計画2027」（計画期間2023年度～2027年度）では、「子ども・若者支援地域協議会を利用できる子ども・若者の割合」を現在の72.3%を2027年度末時点で80%とするとした。今後も引き続き市町村へ働きかけ等を行っていきます。

【参考】子ども・若者育成支援推進法（2010.4）

○趣旨・目的

- ・子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備（基本法的性格）
 - ⇒ 都道府県子ども・若者計画の作成（努力義務）
 - 市町村子ども・若者計画の作成（努力義務）
- ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備
 - ⇒ 子ども・若者支援地域協議会の設置（努力義務）
 - 子ども・若者総合相談センターの設置（努力義務）

青少年健全育成活動の推進について

1 青少年育成に係る「県民運動」について

愛知県と愛知県青少年育成県民会議が主体となって、「県民総ぐるみの青少年育成県民運動」を進めています。

- 地域ぐるみの青少年健全育成を推進し、育成活動を展開します。
- 大人一人一人が青少年育成の役割と責任を自覚します。
- 青少年にとって身近な地域社会が持つ教育力の向上を図ります。

(1) 青少年によい本をすすめる県民運動

- 強調月間 10月1日から10月31日
- 標 語 「育てよう 豊かな心 読書から」
- 内 容 優良図書の読書感想文・感想画を募集します（11月2日（木）海部県民事務所・必着）。本県書店商業組合の協賛により、図書を学校に寄贈するなど、読書を通じて豊かな心を育む運動を展開します。

(2) 子ども・若者育成支援県民運動

- 強調月間 11月1日から11月30日
- 標 語 「育てよう 自分に勝てる子 負けない子」
- 内 容 国の運動と呼応し、街頭啓発など諸事業を県民会議や市町村等と連携し集中的に実施します。子ども・若者育成に対する県民の理解を深める運動を展開します。

(3) 「家庭の日」県民運動（家庭の日 毎月第3日曜日）

- 強調月間 2月1日から2月29日
- 標 語 「親と子の 対話がつくる よい家庭」
- 内 容 家庭が担う役割の重要性についての認識を高め、親子の対話がある明るい家庭づくりを推進する運動を展開します。県民会議等と連携し、ポスター絵画の募集（9月13日（水）海部教育事務所・必着）をはじめとする啓発活動を実施します。



令和4年度特選作品
【児童の部】
碧南市立日進小学校3年児童

(4) 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動

- 夏期・強調期間 7月 1日から8月31日
- 冬期・強調期間 12月20日から1月10日
- 標 語 「非行の芽 はやめにつもう みな我が子」
- 内 容 有害環境に接する機会が多い夏休みや冬休み期間を中心に、青少年の非行に対する県民意識の高揚や有害環境の浄化活動等に取り組みます。

2 少年の主張愛知県大会の開催

- 趣 旨 中学生が、広い視野と柔軟な発想や創造性、物事を理論的に考える力や自らの主張を正しく理解してもらう力などを身に付けるためのきっかけとなり、さらに、青少年の健全育成に対する一般の方々の理解を深めることをめざします。
- 最優秀賞受賞者を本県代表者として全国大会に推薦します。
平成19年度大会では内閣総理大臣賞を受賞し、平成22年度は文部科学大臣賞を受賞しています。昨年度は、海部地区（あま市）から全国大会に出場しました。
- 今年度は、8月18日（金）尾張旭市文化会館 文化会館ホールで開催します。

こども家庭庁では、青少年の非行や犯罪被害等についての国民の理解と関心を深め、青少年の非行・被害防止のための機運を盛り上げることを目的として、関係府省庁や関係団体等の協力を得て、啓発事業を開催しています。

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

■1 経緯等

昭和 54 年度以来、毎年7月を「青少年を非行から守る全国強調月間」としてきたが、平成 22 年度に、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

■2 主唱及び参加省庁等

・主唱	こども家庭庁
・参加省庁等	各府省庁、都道府県、市区町村
・協力団体	24 団体（青少年育成関係団体 等）
・協賛団体	62 団体（業界団体 等）

■3 令和5年度 最重点課題及び重点課題

■最重点課題 インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止

■重点課題1 有害環境への適切な対応

■重点課題2 薬物乱用対策の推進

■重点課題3 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

■重点課題4 再非行(犯罪)の防止

■重点課題5 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

（こども家庭庁 Web ページより）

＊ 「令和5年度 青少年の非行・被害防止対策リモート講演会・座談会」については、資料作成時点で準備中でした。こども家庭庁 Web ページにてご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/hikouhigai-gekkann/>

「青少年のネット安全・安心講座 ～みんなのネットモラル塾～」 の御案内

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課

インターネットを介して、子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が後を絶ちません。

子どもたちが安全にインターネットを利用するためには、保護者と子どもの双方が、インターネットに潜む危険性やその対策を理解し、インターネットを適切に利用するための家庭でのルールづくりを行うことが大切です。

そこで、愛知県では、講師派遣型の出張講座として、「青少年のネット安全・安心講座 ～みんなのネットモラル塾～」を実施します。どうぞ積極的に御活用ください。



- ・子どもたちが巻き込まれやすいトラブルや危険性、フィルタリングの必要性について理解を深めます。
- ・相手からの要求に応じ、自分の裸体の撮影画像等を送られる「**自撮り被害**」や、高額な報酬を得る代わりに特殊詐欺や強盗等の犯罪行為に加担する「**闇バイト**」など、近年多発しているSNSを介した犯罪やトラブルの事例を交えながら、子どもたちがSNSを利用する際の基本的な注意点や、家庭でのルールづくりについて学びます。
- ・パワーポイントを使った講座を主体とし、グループディスカッションやワークショップなどについても、御希望に応じて実施します。

○ 講座の対象者

保護者、教職員、児童・生徒、その他子どもたちを見守る立場にある大人 等

○ 講座の実施方法

講座形式 出張講座又はオンライン講座

受講者数 30人程度から御希望の人数まで、可能な範囲で対応します。

受講時間 1～2時間を基本としますが、御希望に応じて柔軟に対応します。

講 師 愛知県が委託する事業者が講師を手配します。

(委託事業者：スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社)

会 場 学校の教室、講堂、地域の公民館 等 ※申込者様が御準備ください。

受講費用 無料 ※ただし、オンライン講座の場合、通信費は自己負担となります。

○ 講座のお申込み

講座専用Webページ <https://www.netmoral-jyuku.jp/apply/>



お申し込み期間 2023年5月23日(火)から2024年3月8日(金)まで

■お問合せ先■ 愛知県県民文化局県民生活部 社会活動推進課 電話：052-954-6175

2023年 青少年のネット安全・安心講座～みんなのネットモラル塾～ 申込書

記入日 年 月 日 ()

1. 基本情報									
団体名									
会場名 ※1						会議室名など			
会場住所 〒 -		愛知県							
資料送付先 〒 -		愛知県							
2. 担当者情報 ※2									
氏名（ふりがな）				電話番号					
FAX番号				メールアドレス					
ご都合のよいお時間帯（受付後、担当者より確認のお電話を致します。）									
3. 講座情報 ※3									
第一希望	月	日	()	ご希望の 講座形式	①出張講座		□ 関		
第二希望	月	日	()		教室等の校内で受講		□ 関		
第三希望	月	日	()		②オンライン講座		各家庭で受講 □ 関		
4. ご希望のお時間・学年(クラス)・人数のご記入をお願い致します									
	ご希望のお時間 ※第一希望日の場合		ご希望の受講時間		学年	児童生徒数	保護者数	テキスト部数	
1	～	～	45分・60分・90分・120分・その他() 分			名	名		部
2	～	～	45分・60分・90分・120分・その他() 分			名	名		部
3	～	～	45分・60分・90分・120分・その他() 分			名	名		部
4	～	～	45分・60分・90分・120分・その他() 分			名	名		部
5	～	～	45分・60分・90分・120分・その他() 分			名	名		部
6	～	～	45分・60分・90分・120分・その他() 分			名	名		部
《合計》 ※テキスト部数は先生方なども含めたご希望の合計部数をご記載ください									
※第二希望日・第三希望日の場合、ご希望の時間や、受講対象者に変更がありますか？ □ ある □ ない									
5. 出張講座の場合は必要事項をご記入ください									
会場数		※同時開催で会場が分かれる場合				当日お伺いする場所			
講師用駐車場		有 ・ 無		駐車場所					
設備	投影方式		プロジェクター ・ テレビ ・ その他()						
	スクリーン ※プロジェクターの場合		有 ・ 無		マイク		有 ・ 無		
	ケーブルの種類		HDMI ・ VGA		スピーカー		有 ・ 無		
6. オンライン講座の場合はご確認をお願い致します									
教室等の校内で受講される場合					各家庭で受講される場合				
必須事項	プロジェクター又はテレビ、インターネット環境が整っていること				必須事項	パソコン又はスマートフォン、タブレット、インターネット環境が整っていること (オンライン受講する際は事前に受講ガイドラインをご案内致します)			
貸出可能なもの	SIM入りタブレット※4・接続ケーブル式・機器接続マニュアル・Zoom操作マニュアル								
7. その他、講師に伝えておくべき内容等ありましたらご記入ください。 ※5									

講座開催までの流れ

- ① 申込受付後、担当者様へ事務局からご連絡致します。(2営業日以内)
- ② 講座開催の2週間ほど前になりましたら、事務局から担当者様に最終確認のお電話を致します。
- ※ 申込時から人数や会場などの変更があった場合は、速やかに下記連絡先までご連絡をお願い致します。

注意事項

- ※1 講座の会場は申込団体で確保をお願い致します。但し、オンライン講座（各家庭でのご受講）の場合は不要です。
- ※2 「2. 担当者情報」欄は、講座の開催にあたり、連絡調整等の窓口となる担当者名及び連絡先を記載してください。
- ※3 講座開催が希望日時に沿えない場合、調整可能な日程をご相談させていただきます。
- ※4 SIM入りタブレット（4G回線）の貸出は台数に限りがございます。
- ※5 講座内容のご要望は、沿うことが出来ない場合がございます。

送付先： ネットモラル塾事務局 / FAX：052-726-3243

お問い合わせ先： ネットモラル塾事務局 / TEL：052-774-5133（月～金 10：00～17：00 ※祝日及び年末年始を除く）
※ 申込書に記載頂いた個人情報は本講座開催に伴うご連絡、ご案内及び主催者への報告のために利用し、それ以外の目的には利用致しません。

愛知県 青少年保護育成条例のあらまし

愛知県青少年保護育成条例の青少年とは、**18歳未満**の者です。

年齢確認と声掛けを強くお願いしています！

青少年の深夜外出に関する規制

深夜とは、午後11時から翌日の午前6時までをいいます。

第17条

保護者は深夜に、みだりに青少年を外出させてはいけません。

すべての者は、正当な理由がなく、青少年を深夜に連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

違反すると
10万円以下の罰金

深夜営業施設等の事業者等は、深夜に施設内等にいる青少年に対して、通勤又は通学等の場合を除き、青少年に帰宅を促すよう努めなければなりません。

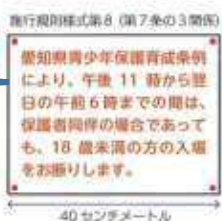
※深夜営業施設等とは、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、大規模小売店舗、飲食店、遊技場、遊園地、ボウリング場などで、夜間時間帯に営業している施設のことです。

カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェの事業者等は、深夜営業の時間内に、**保護者同伴の場合であっても、青少年を施設へ入場させないようにしなければなりません。**

違反すると
30万円以下の罰金

青少年の深夜における施設への入場を禁止する旨を掲示しなければなりません。

「店舗入口」などよく見えるところに掲示します！



インターネットの利用による青少年有害情報の閲覧等の防止

第18条の2・第18条の3

保護者及び学校、職場その他青少年の健全な育成に携わる団体の関係者や店舗等でインターネットを利用させる者は、フィルタリングソフトを活用するなどして、青少年がインターネットを利用する際に、青少年有害情報の閲覧等をさせないように努めなければなりません。

インターネットのプロバイダ等の事業者は、フィルタリングに関する情報提供を行うよう努めなければなりません。



青少年が端末からインターネットを利用して、青少年の健全な成長を著しく阻害する有害情報を閲覧等する危険性が高まっており、また、犯罪被害に巻き込まれる事例も生じているため、愛知県では、青少年が使用する携帯電話端末等へのフィルタリングの普及が図られるよう保護者及び携帯電話インターネット接続設備提供事業者に対し、次の義務を課しています。

① 保護者の義務

保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出を事業者にするときは、その理由を記載した書面の提出

保護者がフィルタリング有効化措置（※1）を希望しない旨の申出を事業者にするときは、その理由を記載した書面の提出

② 事業者等の義務

保護者がフィルタリングサービスの不要申出時に提出した書面の保存

保護者がフィルタリング有効化措置（※1）の不要申出時に提出した書面の保存

③ 立入調査、報告・公表

事業者等へ立入調査を行い、①及び②の義務を遵守していない場合は動向・公表を行う。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

（青少年インターネット環境整備法）について
【平成23年4月1日施行】



この法律では、以下の3点を基本に、インターネット関係事業者（事業者）に義務などを課するとともに、保護者やインターネットの利用者みんなで、青少年を有害情報から守る取組を求めています。

- ① 青少年にインターネットを適切に活用させる能力を習得させる
- ② フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- ③ 民間の関係者の自主的・主体的な取組を国及び地方公共団体が支援する

具体的に、携帯電話事業者及び契約代理店（事業者等）に対して、以下の義務を端末（スマートフォン、携帯電話、PHS、タブレット等、以下同じ。）の契約時に課しています。

- ① 契約者又は端末の利用者が青少年が確認すること
- ② 契約者又は端末の利用者が青少年の場合、端末からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性のあること及びフィルタリングサービスの利用の必要性、内容及びフィルタリング有効化措置（※1）の必要性、内容を説明すること
- ③ 契約者又は携帯電話端末等の利用者が青少年の場合、フィルタリングサービスの利用を条件として、通信サービスを提供すること（※2）
- ④ 契約とセットで販売される端末について、販売時にフィルタリング有効化措置（※1）を行うこと

（※1）端末の機能を利用して、有害情報の閲覧制限を有効化すること。（※2）携帯電話事業者のみに課されている義務



販売業者は、必ず、保護者に対して「フィルタリング」と「フィルタリングサービスの内容と手続き」を説明する義務があります！
立入調査では、使用者の年齢確認、保護者へのフィルタリング等の説明、フィルタリング不要時の保護者の同意書などを、確認しています！

コンビニや書店などが、**青少年に有害な図書類を販売**するとき・・・

区分陳列(成人コーナーを作る)、**区分陳列の表示**(成人コーナーの表示)、**包装**(ビニルや紐などを義務付けています)。

有害図書類に関する規制

第5条・第7条

図書類とは、書籍、雑誌、絵画、写真又は映写用のフィルム、録音盤、磁気テープ、をいいます。
磁気ディスクその他の映像若しくは音声記録されている物

個別指定

知事が次の基準に該当すると認めた場合、個別に名称等を愛知県公報で告示することにより有害図書類に指定します。

- 著しく性的感情を刺激するもの
- 著しく残虐性を有するもの
- 自殺又は犯罪を誘発するおそれのあるもの

販売等の禁止

図書取扱業者は、有害図書類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与、閲覧等させてはなりません。

違反すると
6月以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

包装

図書取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年が閲覧できないように次のいずれかの方法により包装しなければなりません。

- ビニール袋等により有害図書類全体を包装



- 有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る



- その他知事が認める方法
【雑誌類小口(開閉部)の2か所をビニールテープにより止める】



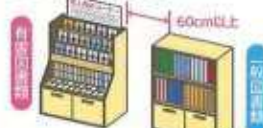
区分陳列

図書取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視できる一定の場所に設け、次のいずれかの方法により、陳列しなければなりません。

- 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことができない場所を設け、まとめて陳列する。



- 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外、高から60cm以上離れた場所に設けられた棚に、まとめて陳列する。



- 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、まとめて陳列する。



- 各棚板の前蓋と直交する鉛直線上に、当該棚板の前蓋から10cm以上張り出して設けた透視できない材質、構造の仕切り板と仕切り板との間に陳列する。

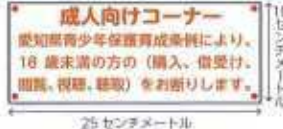


- 床面から150cm以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する。



表示

有害図書類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。



有害図書類の包装・区分陳列・標示義務の違反者が、改善命令に従わないと30万円以下の罰金

コンビニでは、令和元年度から、青少年に有害な図書類を取り扱わないことになり、「**成人コーナー**」がなくなりました！

しかし・・・現実には、**グレーな本**はあります！

立入調査では、「**包括指定の有害図書**」について周知し、取扱には、十分注意を払うことを確認しています！

警察が厳しく取り締まっています！

いん行、わいせつ行為の禁止 第14条

すべての者は、青少年に対して、いん行又はわいせつ行為をしてはなりません。

違反すると
2年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

入れ墨を施す行為等の禁止 第14条の2

すべての者は、青少年に対し、正当な理由がある場合を除き、入れ墨を施したり、入れ墨を受けるよう勧誘、周旋したり、入れ墨を受けることを強要してはなりません。

違反すると
1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金



場所の提供及び周旋の禁止

第15条

青少年のいん行やわいせつ行為、トルエン、シンナー等の不健全な使用、喫煙や飲酒が行われることを知って、そのための場所を提供したり、周旋してはなりません。

違反すると
30万円以下、20万円以下、
10万円以下の罰金



図書類の自動販売機の届出等

第6条・第9条・第11条

自動販売機とは、物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通じて行うものを除く。）をいいます。をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売することができるもの（第4条第2号）

自動販売機により図書類を販売しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

違反すると
10万円以下の罰金

図書類、がん具類を販売する者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機に収納してはなりません。

違反すると
6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金



有害がん具類に関する規制

個別指定

知事が次の基準に該当すると認めた場合、個別に構造、機能等を受知照公表で告示することにより有害がん具類に指定します。

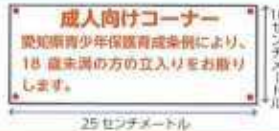
- 1 がん具類（がん具、器具、その他の物品）の構造や機能が人体に危害を及ぼすおそれのあるもの
- 2 がん具の形状、構造又は機能が著しく性的感情を刺激するもの

区分陳列

がん具類取扱業者は、性的な有害がん具類を陳列するとき、有害がん具類の陳列場所を屋内の容易に監視することができる一定の場所に設け、有害がん具類が青少年の目に触れないように、間仕切り等により仕切られ、他から容易に見通すことができない場所を設け、その場所にまとめて陳列する方法などにより陳列し、その陳列場所へ青少年を立ち入らせないようにしなければなりません。

表示

性的な有害がん具類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。



包括指定

次の基準に該当するものは、個々に指定することなく、自動的に有害がん具類となります。

専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類

- ① 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- ② 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有するもの
- ③ 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む）

使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと調製させる表示をし、包装箱等に収納されている下着

販売等の禁止

がん具類取扱業者は、有害がん具類を青少年に販売、頒布、贈与、貸与してはなりません。

違反すると
6月以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

※2021年2月1日から
クロスボウ（銃砲型近代洋弓）を追加指定

性的な有害がん具類の
区分陳列・標示義務の違反者が、
改善命令に従わないと
30万円以下の罰金



令和4年9月15日以降、銃刀法の一部改正にともない、許可なく「クロスボウ」を所持していると、不法所持となります。

警察が主体となって、立入調査や取り締まりを行っています！

有害役務営業者等に関する規制

第17条の3・第17条の5・第17条の6

「有害役務営業」(第4条第5号)

有害役務営業には「店舗型有害役務営業」と「無店舗型有害役務営業」があります。

店舗型有害役務営業(第4条第6号)

イ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客に接する役務を行う者に、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができると見せるもの

ロ 個室を設け、当該個室において専ら異性の客に対し接する役務を提供する営業

ハ 店舗を設けて、客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができると見せる役務を提供する営業

ニ 店舗を設けて、営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業

※風営法正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

- ① 青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に従事するよう勧誘する行為の禁止(第17条の3第1号)
違反すると30万円以下の罰金
※店舗型有害役務営業名等を含め、店でも規制対象となります。
 - ② 青少年を営業所で客に接する業務に従事させることを禁止(第17条の5第1項第1号)
違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ③ 青少年を営業所に客として立ち入らせることを禁止(第17条の5第1項第2号)
違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ④ 青少年に対し、営業所の所在地等を記載したビラ等を頒布することを禁止(第17条の5第1項第3号)
違反すると30万円以下の罰金
 - ⑤ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け(第17条の5第3項)
違反すると30万円以下の罰金
 - ⑥ 広告宣伝の際に青少年の立入禁止の明示を義務付け(第17条の5第4項)
 - ⑦ 営業所への青少年の立入禁止の掲示を義務付け(第17条の5第5項)
- ↓
- ①～④の違反行為に対する営業停止命令(第17条の6第1項)
違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 営業停止命令の公表(第17条の6第2項)



無店舗型有害役務営業(第4条第7号)

イ 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において専ら異性の客に対し接する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ロ 客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態又は着衣内の下着を客が見ることができると見せる役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

ハ 営業に従事する者を専ら異性の客に同伴させて客に遊興をさせる営業で、当該同伴をさせる者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの

※風営法正化法に基づき、許可・届出をしている営業を含みます。

- ① 青少年を「有害役務営業」において客に接する業務に従事するよう勧誘する行為の禁止(第17条の3第1号)
違反すると30万円以下の罰金
※無店舗型有害役務営業名等を含め、店でも規制対象となります。
 - ② 青少年を客に接する業務に従事させることを禁止(第17条の5第2項第1号)
違反すると6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - ③ 青少年に対し、当該営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先が記載されたビラ等を頒布することを禁止(第17条の5第2項第3号)
違反すると30万円以下の罰金
 - ④ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け(第17条の5第3項)
違反すると30万円以下の罰金
 - ⑤ 青少年を客とすることを禁止(第17条の5第2項第2号)
 - ⑥ 広告宣伝の際に青少年の利用禁止の明示を義務付け(第17条の5第4項)
- ↓
- ①～③の違反行為に対する営業停止命令(第17条の6第1項)
違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 営業停止命令の公表(第17条の6第2項)

この条例に関する問い合わせは 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課

TEL.052-954-6175 ウェブサイト <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/0000061461.html>
(ダイヤルイン) 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 E-mail:syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp

海部地区では、現在、JK ビジネス等を確認していませんが、とても心配です。お気づきのことがあれば・・・社会活動推進課、または、海部県民事務所へ連絡してください。

条例調査実績等（令和４年度）

① 有害図書類等の区分陳列状況調査

区分	本庁		尾張		海部		知多		西三河		新城設楽		東三河		計	
	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数
コンビニ	1167	389	767	185	138	46	287	146	760	255	26	26	338	122	3483	1169
書店	179	58	158	37	18	9	43	19	102	31	5	5	51	15	556	174
ゲーム販売店	50	14	97	16	8	4	29	15	108	28	1	1	9	2	302	80
がん具店	8	3	19	9	0	0	10	10	35	12	0	0	19	0	91	34
計	1404	464	1041	247	164	59	369	190	1005	326	32	32	417	139	4432	1457

② 深夜営業施設立ち入り調査

区分	本庁		尾張		海部		知多		西三河		新城設楽		東三河		計	
	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数
カラオケボックス	89	28	46	6	7	5	19	8	43	12	0	0	14	1	218	60
漫画喫茶 インターネット カフェ	46	17	35	14	7	3	10	3	20	8	0	0	11	4	129	49
計	135	45	81	20	14	8	29	11	63	20	0	0	25	5	347	109

③ 携帯電話販売事業者等立ち入り調査

区分	本庁		尾張		海部		知多		西三河		新城設楽		東三河		計	
	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数	店舗数	調査数
専売 系列店	186	69	164	46	21	8	49	27	116	46	3	3	48	16	587	215
系列 混合店	54	13	46	10	4	4	21	10	34	15	0	0	23	10	182	62
計	240	82	210	56	25	12	70	37	150	61	3	3	71	26	769	277

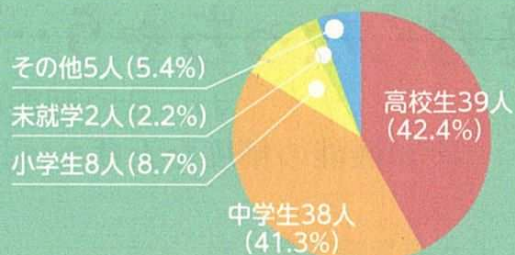
※店舗数は年度末数、調査数は廃業店舗を除く。

SNS上で子どもが狙われる 児童ポルノ事犯などの深刻な性被害が増加中

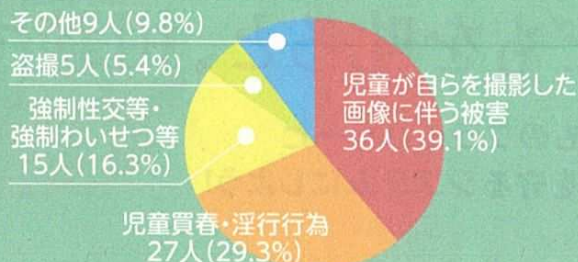
○児童ポルノ事犯の被害児童は**中高生で83.7%***

○被害内容は**児童が自撮りした画像に伴う被害が39.1%*** *令和4年 愛知県警での認知

被害児童の年代(令和4年)



被害児童の被害内容(令和4年)



藤田医科大学医療科学部の学生が SNS児童性被害防止アプリを発案。

増加しつづけるSNSでの自撮り画像被害。

10代の4人にひとりが性的な自撮りを他人に送った経験アリというデータもあります。

被害や事件は特別なケースではなく、SNSを使う何気ない日常に潜んでいます。

何とかして被害を未然に防ぐことはできないか…?

大学生は子どもとおとなの真ん中世代。

子どものキモチ、おとなの視点の両側面から

様々なアイデアを出し検証を重ねて

画像検知システムを利用したスマホアプリの実装化をめざしてきました。

そしてこの春、子どもと保護者を守る

自撮り被害防止アプリ「コドマモ」としていよいよ誕生します。

SNSを楽しく使うため、そして

自分のココロ、カラダ、ミライを守るために。

このアプリの話をきっかけに

自撮り被害について親子でお話ししていただければ嬉しいです。



〝子どもを守りたい、という強い思いから 産官学の連携で始まったプロジェクトです

児童による性的な自撮り被害が増える中、愛知県警察が2021年秋に被害防止策について
起業家を育成するプロジェクト団体「Tongali」に相談。
社会課題解決を講義でも扱っていた藤田医科大学が名乗りをあげ、計画が始まりました。

 Tongali
東海大学フロンティア・イノベーション教育・
起業支援プログラム

 藤田医科大学
FUJITA MEDICAL UNIVERSITY

愛知県警察

大学生が子どもの 自撮り被害撲滅の ために立ち上がった!

アルバムに残せない自撮りは
送らないこと。

子どもは悪くない。大人でも
SNSで出会う人がイイ人か
悪い人か見分けることはできない

心掛けたのは
子どもと保護者の
気持ちに寄り添う開発

子どもを叱ると、相談できなくなっちゃう…

子どものプライバシーと
心身を守るシステムにしよう!

わいせつ画像の
検知機能の精度を上げない!

子どもを被害者にも
加害者にもさせない!



“送る、を止めれば
“未来、は守れる

ワ コドマモ

ダウンロード無料

子どものわいせつな自撮りをAIで検知



Google Play
で手に入れよう

App Store
からダウンロード

スマートブックス株式会社

コドマモの
POINT!

1. プライバシー保護
2. オリジナルの画像認識AI
3. どんなカメラアプリにも対応

コドマモの仕組み

わいせつな自撮りが
撮影されたら…

わいせつな自撮りを
AIが自動感知

子どもに
削除を推奨

親のスマホにも
すぐ通知

コドマモに 期待される効果

犯罪を減らす
抑止力に

親子の対話を
促進する仕組み

子どもが加害者に
なることを予防

学校配布の学習用タブレット端末に
インストールすることで、
学校内の性的な自撮り・
盗撮を防ぐことができます

プロジェクト全般について

藤田医科大学 産官学連携推進センター
TEL. 0562-93-9866
Email san-ren@fujita-hu.ac.jp

アプリ開発について

スマートブックス株式会社
TEL. 080-3934-7503
Email contact@kodomamo.com

犯罪対策等について

愛知県警 警察本部 少年課
TEL. 052-951-1611(代表)